

広報 **あじす**

の

AJISU

お知らせ版

平成3年 9/20
No.231

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 65-4111番(代) ☎754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▲子どもみこしだわっいしよい

子どもみこしも 繰り出し賑やか

—— 北方八幡宮の秋まつり ——

北方八幡宮の秋の例祭は九月十五日に行われました。台風十七号が通過した翌日であった当日は絶好の祭り日和となり、神社のみこし三座、子どもみこし二座がくり出し、参道を、威勢よく往き来しました。

その他、境内では子ども相撲大会、舞踊りなどの余興も催され一日中賑わいました。

北方八幡宮は約七五十年前現在の地に社殿を移し、佐山、阿知須地区の氏神様として続いています。

この祭りが終ると間もなくこの地方は稲刈りの時期に入ります。

悪質商法の トラブル予防



▲アポイント商法

消防署職員と偽り消火器を押し売りするかたまり商法や、一束三文の土地を賣わせる原野商法。各地でこれらの悪質商法が依然として行われており後を絶ちません。

ここ数年、悪質商法の被害者がこれまでの主婦やお年寄りにとどまらず、一般のサラリーマンなどにも及んでいます。また、その範囲が全国に広がっています。この魔の手から守るために最近の傾向を含めた悪質商法の窓口とトラブル予防10か条を紹介いたします。

ダイレクトメールや電話が誘いの手口

これまで悪質商法の主なターゲットとされていた主婦やお年寄りに加え、現役の教職員やそのOB、サラリーマンなどにも被害が及んでいます。それは、退職金で利殖を図ったり、資格を取るための教材や受講にまつわる事件で、平成二年度の被害額は全国で約三百七十六億円にも上っていると報告されています。

健康食品や寝具類、健康機器や電話機など、物品の訪問販売などによる被害も相変わらず増えています。

その手口はダイレクトメールや電話、郵便物による通信販売などが使われています。

なぜ悪質商法に乗せられてしまうのでしょうか。わたしたちの欲と心の中にスキがあるからではないでしょうか。「貯蓄を生かしたもっけ話はないだろうか」「楽にもうかる内職をして家計の足しにした」といったようなことから心のスキが生じます。そんな心の

スキを悪質業者は見逃しません。ここで大切なのは「うまいもっけ話はない」とはつきり自覚し、そのようなもっけ話をもちかけてくる人に対しては、はつきりと断ることが大切です。

もし、だまされてしまったら、あるいはだまされているのではと不安に思ったら山口県消費生活センター(☎〇八三九〇九九九)または町役場企画課へご相談ください。

最近の悪質商法

▼ネガティブ・オプション
商品を業者が勝手に送ってきて、代金を請求してくる販売方法。

この場合代金を払う必要も返品する必要もありません。商品が送られて来た日から十四日間(商品の引き取りを業者に請求した場合、その日から七日間)を経過すれば自由に処分できます。ただし、保管期間中に商品を使うと購入の承諾と見なされ代金を払わなければならないとなります。

▼先物取引商法
そもそも値動きの激しい先

国保つてなあと

老人保健編 ⑤

40歳以上を対象

老人保健制度は老人の医療および四十歳以上の人について医療以外の保健事業を行うことを目的に生まれた制度です。その狙いは次の三点です。

医療費の公平な負担

国民医療費は毎年大幅にふえています。なかでも老人医療費の膨張が目立ちます。そこで、すべての医療保険制度と国や地方公共団体がお金を出し合い、この老人医療費を負担しています。

一部負担金の徴収

老人に健康について関心を

物取引であることを隠して勧誘したり、取引業者が海外の業者と組んで、お金をだましとるような取り引きをする。

資格商法・内職商法

中身の無い資格や内職をほめかし、講座受講料や内職に必要な機械や材料を買わせるてしまふ。

トラブル予防の10か条

- ①セールスマンから訪問の目的を聞く
- ②セールスマンの身分を確かめる

深めてもらうために、受診される老人に医療費の一部を負担してもらふことになっていきます。

40歳から健康管理

老人の病気は慢性的なものが多く、いつまでも健康を保つためには早いうちからの健康管理が大切です。

このため四十歳以上を対象に市町村が中心となって、基本健康診査などの予防や病後の機能訓練など一貫した健康管理を目標としています。



ごみの収集日

10月

ごみの収集時間

前日午後五時～当日午前八時

町指定袋の販売

町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～正午、午後一時～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

不燃物ゴミの収集日

(町内全域)

○ビン、ガラス、灰など(第1、3、5木曜日)

3日	17日	31日
(木)	(木)	(木)

○空缶、鉄類(第2金、4、5木曜日)

(11日)	24日	31日
(金)	(木)	(木)

可燃ゴミの収集日

阿小校区(岩倉を除く) 月・水・金

2日	4日	7日	9日	11日	14日	16日
18日	21日	23日	25日	28日	30日	

井小校区(岩倉を含む) 火・土

1日	5日	8日	12日	15日	19日	22日
26日	29日					

各課からのお知らせ

税 務 課

局線 ⑤4114
有線 2153

電話による税の相談

10月1日から山口税務署で

山口税務署では十月一日から、電話による税の相談にコンピュータで答える「タックスアンサー」のサービスを始めます。

このサービスを利用するためには質問事項を番号で分けたコード番号が必要となります。コード番号表は町税務課

の窓口においてあります。

〈利用方法〉

- ①コード表で聞きたいコード番号を確認する
- ②☎〇八三九②八八六六へ電話をする
- ③案内のあと、コード番号のボタンを順番に押す(ダイヤル式の電話ならダイヤルを順番に回す)と希望の解説が流れます。

利用時間は午前九時から夜の十二時までで日曜、祝日も利用できません。

タックスアンサーについての問い合わせは山口税務署(☎〇八三九②一三四〇)

建 設 課

局線 ⑤4115
有線 2121

交通安全を導く

1日から「道路標識週間」

十月一日から七日まで「全国道路標識週間」です。

道路標識は、区画線、道路標示、交通信号とともに、道路上の交通安全と利便性を図るための施設です。

建設省はこの標識の設置状況をよく調べ、管理を徹底するために、一般の人々によく理解してもらおうという意味で、この週間に設けました。

山口県や本町もこれに合わせて標識の重要性を訴えています。

そして、道路標識について気づきがあったら連絡してほしいと呼びかけています。連絡は山口土木建築事務所(☎〇八三六②一〇七〇)か町建設課へどうぞ。

タックスアンサー コード表の一部

〔例〕

- 151 パート収入はいくらまで税金がかからないか
- 152 妻の所得がいくらまでなら配偶者控除が受けられるか
- 155 住宅取得等特別控除のあらまし
- 501 譲渡所得の計算のしかた(分離課税)
- 601 相続税がかかる場合
- 641 贈与税がかかる場合

産 業 課

局線 ⑤4115
有線 2123

まだ参加できます

中小企業従業者の
ボーリング大会

社団法人山口県勤労福祉共済会では十月一日午後七時から小郡スーパーボウルで中小企業従業者を対象とする會員のボーリング大会を開催します。

現在、参加定員までに多少余裕がありますので希望される方は事業所ごとに取りまとめて、町産業課商工水産係へお申し込みください。

定員になり次第締め切りしますのでお早めに。

周平、知枝美ちゃんらが 敬老の作文を朗読

敬老会 欠席者にも記念品贈る

町の敬老会は九月十三日町公民館で行われました。

七十五歳以上の対象者七百十六人のうち二百八十人が出席、はじめに飯田町長が「健康は気持ちの持ち方ひとつ。長年の知恵と経験を生かし、まちづくりに協力してもらいたい。県下一の長寿・河内区の哥川スエさん(百七歳)に負けないように長生きしてください」とあいさつをしました。

そのあと八十歳以上の人に町が贈る敬老年金証書の交付。今年度から千円引き上げて年額八千円となり対象者は四百四十五人です。

今年度中に卒寿(九十歳)を迎える人(十八人)と百歳以上(一人)の人にも町から記念品(毛布)、出席者には弁当、欠席者全員に記念品(バスタオル)を、また社会福祉協議会からは出席者全員に記念品を贈りました。

このあとお年寄りに贈ることばとして大下周平くん(井小一年・岡)が「大きくなったらおじいちゃん、おばあちゃんを宇宙に連れて行ってあげたい」、村田知枝美ちゃん(阿小一年、浜)は「運動会にぜひ来てください」、藤井和之君(阿中三年、且門松)は「誤った道に進みそうになったら正しく指導してください」と敬老の心をこめて作文を朗読しました。

式典のあとは昨年と同様、鹿島劇団の余興で敬老会を締めくくりました。

県下一の高齢者哥川スエさん(河内)は宇部温泉病院(西岐波区)に入院中のため飯田町長が昨年同様、同院を訪れ記念品を贈りました。

哥川さんは明治十七年一月十九日生まれ、昨年から県下最高齢となり全国では二十三番目の長寿者。入院中ですが車イスで玄関まで出かけ、飯田町長の話にも補聴器なしで応答したあと自ら歩いて町長を見送るほど達者です。



おし らせ



県の巡回児童相談

9月30日町役場で

県中央児童相談所では児童の健全育成のために相談や指導、助言をする巡回相談を行います。

▽日時 九月三十日午前十時から

▽場所 町役場保健室

▽対象 十八歳未満の児童、生徒(乳児を含む)

▽相談内容 養護、心身障害、非行、育成その他についての

公正証書で 約束ごとを明確に

10月1日から
公正週間

十月一日から七日までは「公正週間」です。
公正とは契約による権利や

義務を明らかにし、支払いについて法的な強制力をもたせることによって、争いごとを防ごうとする国の制度です。例えば契約事項を明確にし、金銭の支払いについて法律上の強制力を持たせ、金銭の貸し借り、不動産の貸し借り、動産・不動産の売買や贈与、離婚に伴う慰謝料や養育料の支払いを定める(契約公正証書)ことや、遺産の帰属について

自分の意思を明確にすることにも縁故の人びとへの愛情と感謝の心を表する手段(遺言公正証書)など広く利用されています。

この公正証書制度は社会生活に信頼と安心をもたらすもので、公正証書手続きについての相談は宇部市公正証書役場(宇部市寿町三十一番一―二 ☎0836-2686)へ。

局(山口地方裁判所内 ☎0839-21330)へどうぞ。

ワープロを覚えて就職にどうぞ

女性の受講生を募集

東部婦人就業センターでは技術を覚えて仕事に就こうとする女性を対象にパソコンとワープロの技術講習会を開きます。

▽内容 パソコンのプログラム作成・基本操作、ワープロ基本操作

▽定員 十六人

▽受講料 無料ただし教材は自己負担

▽講習期間 十月十五日から十一月二十一日までのうち二十二日間

▽時間 午前九時半から午後三時半まで

▽会場 山口勤労者会館(山口市大字朝田字流通センター ☎0836-1112)

▽申し込み先 十月三日まで

親子で語り合う
秋吉台の秋

広大な秋吉台の自然の中で虫や小鳥、秋の植物、天体など自然とふれあい、親子で語り合ってみませんか。

▽日時 十月十二日(土)から一泊二日、雨天でも実施

▽会場 秋吉台青少年宿泊訓練所

▽対象 小学生とその親五十人

▽参加費 二千元

▽申し込み 九月三十日まで

にはがきで、住所、氏名、性別、続柄、学年、電話番号と印鑑を押し、家族ごとに山口県秋吉台青少年宿泊訓練所(二七五四―一〇五美祿郡秋芳町秋吉台 ☎08378-0106)へ。

2日 乳幼児学級(公、前9時半)

10月1日 高血圧教室(公、前9時半)

29日 阿小・井小運動会

30日 児童巡回相談(役、前10時)

26日 高齢者大運動会(体センター前、前9時半)

25日 後1時半)

24日 同和教育指導者養成講座(公、後7時)

相談と助言

▽申し込み 九月二十七日までに町住民課福祉係(☎0834-1111)へ。

国の教育ローン

申し込みを受け付け中

国民金融公庫では高校や大学、専修学校、各種学校などの入学時や在学中の費用につ

検察官への不満
検察審査会へ相談を

交通事故、詐欺などの被害にあつて警察や検察庁に訴えたけれども検察官がその事件を裁判にかけてくれなかったというような不満を持つておられる人は検察審査会にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

相談は山口検察審査会事務

マイカー点検教室

山口県自動車整備振興会では自動車の手入れや点検の方法をビデオや簡単な実習で分かりやすく紹介する「マイカー点検教室」を開きます。受講は無料です。

会場は山口市の維新公園前

催しもの

24日 同和教育指導者養成講座(公、後7時)

25日 乳幼児衛生教育(役、後1時半)

26日 高齢者大運動会(体センター前、前9時半)

29日 阿小・井小運動会

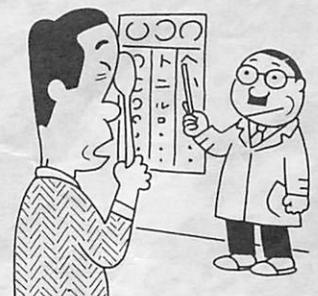
30日 児童巡回相談(役、前10時)

10月1日 高血圧教室(公、前9時半)

2日 乳幼児学級(公、前9時半)

未来をみつめる きれいな目

10月10日は「目の愛護デー」



に町産業課商工水産係。

の山口マツタ(株)で十月二十七日(日)午前九時半から正午まで。

参加希望者は山口県自動車整備振興会(☎0839-248111)へ申し込みのこと。

定員(三十五人)になり次第締め切り。